健全化判断比率等の状況について（確報値）

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本県市町村等が令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率（確報値）を算定しましたので、別紙のとおり公表します。

用語解説

〔健全化判断比率とは〕

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字が標準財政規模※に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字(又は資金不足額)が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等が標準財政規模を基本とした額に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に占める割合

※標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう地方税などの経常的一般財源の額

〔公営企業の資金不足比率とは〕 公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に占める割合

※ 次の基準以上の場合には、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要になります。

健全化判断比率等	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	標準財政規模に応じ11．25～15%	20%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じ16．25～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	―
公営企業の資金不足比率	20%〔経営健全化基準〕	―

◇ 早期(経営)健全化基準 ： 自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・財政(経営)健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度議会報告と公表 等

◇ 財政再生基準 ： 国等の関与による確実な再生が必要な水準

・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度議会報告と公表、起債の制限 等

〔問い合わせ先〕
市町村振興課財政企画室　財政担当
電話 ： 内線　2491　　直通　223-1427

健全化判断比率等の状況

- 県内全ての市町村等の比率は、早期健全化基準を下回っている。
- 公営企業の資金不足比率は、全ての市町村及び公営企業を有する一部事務組合の合計100会計において経営健全化基準を下回っている。
- これは、公表が義務づけられた平成19年度決算以降継続している。
- 今後とも、持続可能で安定的な財政運営を図るため、地方債・基金の有効・適切な活用等財源の確保に一層の創意工夫を重ねるなど、財政健全化への取り組みに対し、引き続き助言していく。

健全化判断比率

（単位：%）

番号	市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
1	甲府市	標準財政規模に応じ11.25%～15%（早期健全化基準）	－	標準財政規模に応じ16.25%～20%（早期健全化基準）	－	25%（早期健全化基準）	8.2	350%（早期健全化基準）	1.8
2	富士吉田市		－		－		9.8		－
3	都留市		－		－		10.2		－
4	山梨市		－		－		12.4		－
5	大月市		－		－		14.2		62.7
6	韮崎市		－		－		11.0		97.9
7	南アルプス市		－		－		5.0		－
8	北杜市		－		－		5.2		－
9	甲斐市		－		－		4.9		－
10	笛吹市		－		－		7.7		0.2
11	上野原市		－		－		10.9		－
12	甲州市		－		－		12.6		15.1
13	中央市		－		－		6.7		10.9
14	市川三郷町		－		－		13.1		86.1
15	早川町		－		－		3.9		－
16	身延町		－		－		1.3		－
17	南部町		－		－		1.9		－
18	富士川町		－		－		9.6		62.1
19	昭和町		－		－		7.4		－
20	道志村		－		－		10.0		－
21	西桂町		－		－		7.5		33.3
22	忍野村		－		－		△ 1.8		－
23	山中湖村		－		－		1.8		－
24	鳴沢村		－		－		△ 3.3		－
25	富士河口湖町		－		－		10.2		7.7
26	小菅村		－		－		9.9		－
27	丹波山村		－		－		11.3		－
県（加重）平均			－		－		7.8		－

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」表示としている。
※　将来負担比率の「－」表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合である。

公営企業の資金不足比率

○ 全団体で経営健全化基準（20%）未満

● 甲府市の病院事業会計において資金不足が発生

資金不足比率 6.6%　（参考：R6　－）

〔参考〕実質公債費比率の状況

- 17団体（9市5町3村）で比率が低下した。
- 起債許可団体（実質公債費比率が18％以上）は昨年度に引き続きなかった。
- 県平均比率は昨年度から0．2ポイント低下した。

（単位：％）

番号	市町村名	R7 実質公債費比率 ①	R6 実質公債費比率 ②	①－②
1	甲府市	8.2	8.4	△ 0.2
2	富士吉田市	9.8	10.0	△ 0.2
3	都留市	10.2	11.2	△ 1.0
4	山梨市	12.4	12.2	0.2
5	大月市	14.2	15.0	△ 0.8
6	韮崎市	11.0	11.0	0.0
7	南アルプス市	5.0	4.9	0.1
8	北杜市	5.2	5.3	△ 0.1
9	甲斐市	4.9	5.1	△ 0.2
10	笛吹市	7.7	7.5	0.2
11	上野原市	10.9	11.6	△ 0.7
12	甲州市	12.6	13.5	△ 0.9
13	中央市	6.7	7.2	△ 0.5
14	市川三郷町	13.1	13.4	△ 0.3
15	早川町	3.9	3.8	0.1
16	身延町	1.3	0.3	1.0
17	南部町	1.9	1.1	0.8
18	富士川町	9.6	9.9	△ 0.3
19	昭和町	7.4	7.9	△ 0.5
20	道志村	10.0	10.1	△ 0.1
21	西桂町	7.5	7.6	△ 0.1
22	忍野村	△ 1.8	△ 2.6	0.8
23	山中湖村	1.8	1.3	0.5
24	鳴沢村	△ 3.3	△ 2.9	△ 0.4
25	富士河口湖町	10.2	10.8	△ 0.6
26	小菅村	9.9	10.6	△ 0.7
27	丹波山村	11.3	10.5	0.8
県（加重）平均		7.8	8.0	△ 0.2

＊①は令和5年度～令和7年度決算の3カ年平均です。
＊②は令和4年度～令和6年度決算の3カ年平均です。

〔参考〕将来負担比率の状況

- 17団体（7市4町6村）で充当可能財源等が将来負担額を上回った。
- 5団体（3市、2町）で比率が低下した。
- 県平均比率は昨年度と変わらず、充当可能財源等が将来負担額を上回った。

（単位：%）

番号	市町村名	R7 将来負担比率 ①	R6 将来負担比率 ②	①－②
1	甲府市	1.8	6.5	△ 4.7
2	富士吉田市	－	－	－
3	都留市	－	－	－
4	山梨市	－	－	－
5	大月市	62.7	60.3	2.4
6	韮崎市	97.9	87.7	10.2
7	南アルプス市	－	－	－
8	北杜市	－	－	－
9	甲斐市	－	－	－
10	笛吹市	0.2	－	0.2
11	上野原市	－	13.1	△ 13.1
12	甲州市	15.1	26.9	△ 11.8
13	中央市	10.9	－	10.9
14	市川三郷町	86.1	97.9	△ 11.8
15	早川町	－	－	－
16	身延町	－	－	－
17	南部町	－	－	－
18	富士川町	62.1	54.4	7.7
19	昭和町	－	－	－
20	道志村	－	－	－
21	西桂町	33.3	29.1	4.2
22	忍野村	－	－	－
23	山中湖村	－	－	－
24	鳴沢村	－	－	－
25	富士河口湖町	7.7	22.9	△ 15.2
26	小菅村	－	－	－
27	丹波山村	－	－	－
県（加重）平均		－	－	－

＊①は令和7年度決算に基づく比率です。

＊②は令和6年度決算に基づく比率です。

＊将来負担比率の「－」表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合です。